

第2回 安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会 議事要旨

1. 日 時 平成 19 年 10 月 11 日 (木) 10:00 ~ 12:00

2. 場 所 三井住友銀行 丸ノ内クラブ

3. 出席者

(研究会)

松本委員長、阿部委員、海野委員、上妻委員、城山委員、谷本委員、藤井委員、水口委員、山本委員

(各省庁) 関連する制度を説明するため出席

環境省総合環境政策局中山課長補佐

(事務局)

西国民生活局長、堀田官房審議官、岩崎企画課長、竹田課長補佐、山崎課長補佐、佐藤課長補佐、株式会社日本総合研究所

4. 議 題

- 社会的責任に関連する各府省庁の取組状況について
- 社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議 (仮称) の在り方について

5. 会議経過

事務局より資料 2 に基づいて説明が行われた。

内閣府より資料 3 , 4 に基づいて説明が行われた。

環境省より資料 5 に基づいて説明が行われた。

社会的責任に関連する各府省庁の取組状況等について、質疑および意見交換が行われた。

内閣府より資料 6 に基づいて説明が行われた。

社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議の在り方について質疑及び意見交換が行われた。

委員からの意見の概要は以下の通り。

< 主な意見 >

社会的責任に関連する各府省庁の取組について

- 日本政府は、金融の面での取組がやや遅れている感じがする。国連が提唱した「責任

投資原則」も、海外では多くの公的基金、政府系の年金基金が署名をしているが、日本では主に民間の基金が署名するにとどまっている。公的年金も含めた責任投資のあり方は重要な論点ではないか。

- 環境配慮促進法においては、国立大学等の特定事業者だけが開示を義務付けられているが、本来、環境負荷が重いところを対象とすべきであり、今後例えば上場企業を義務付け対象とするような改正はあるのか。また、環境報告書ガイドラインについて、環境省単独で行うには内容が幅広くなってきている。今後、各府省庁との連携についてどのように取り組んでいくのか。

環境配慮促進法については、施行3年で見直すこととしており、具体的な見直しの検討は来春から始まる予定である。企業における開示については、まず、信頼性を確保する仕組みの在り方について検討することが重要。今の段階では、中身をどう改善していくか、自主的な取組をどう広げていくかといった点に重点が置かれている。報告書ガイドラインに関しては、環境以外も含めたCSR全般については環境省が旗振りをするようなものではない。内閣府が主導するのであれば、積極的に協力していきたいと考えている。

- 行政も一つのステークホルダーであり、情報開示の制度化などなどは行政の役割である。適切な規制ないし制度設計とステークホルダーの自主的な取組との協働で「安全・安心で持続可能な未来」が実現される。

ビジョンの設定について

- ビジョンそのものを延々と議論する必要はないが、大きなビジョンをある程度持った上で、具体的な課題について議論した方がよい。「安全・安心で持続可能な未来」よりも、もう少し抽象度を落として、それに向けてどのような社会的課題をどのような優先順位で扱っていくべきかを議論すべき。そのような社会を実現するために、市場環境を整備することが必要となり、さらにその一環として、SRIやCSR報告書ガイドラインなどの具体的な検討項目を議論するという順序ではないか。
- 円卓会議が目指すべきものは、国内あるいは世界で、私たちが安全・安心に暮らしていく権利をどのように確保するかということである。そのために、例えばNPOの力が弱く企業との緊張関係がない中で、どうすればステークホルダーが対等な場につけるのかということが重要な論点となる。
- 総会や運営委員会でビジョンの議論をする場合、誰を委員として選ぶのが難しい。

「持続可能」という言葉には既に様々な含意があるので、「安全・安心で持続可能な未来」をもって一つのビジョンと考えることも選択肢ではないか。

- 途上国の人権問題など、地球や人類の持続可能性を脅かす課題についての議論はこれまで日本では欠けていた。こうした課題は、円卓会議でビジョン作りをゼロから始めても出てくるとは思えない。そこで、「イノベーション 25」などの政府の既存のビジョンをベースとして、これをマルチステークホルダーで議論することで、ビジョンの共有を図るという進め方も考え得る。

円卓会議の機構・運営及び参加者について

- 円卓会議の成否は、国民の参加意識をいかに高めるかによっており、そのためにはボトムアップ・プロセスが機能することが重要である。ボトムアップ・プロセスは、個別具体的な課題を扱う部会では機能しやすいが、今後の検討課題など大枠の議論をする総会や運営委員会では機能しにくいのではないか。したがって、円卓会議の中心は部会に置くべき。
- 部会は数年間で成果物を出すのに対し、運営委員会は永続的なものであることが望ましい。
- 円卓会議は、やはりステークホルダーの代表が参加するべき。必ずしも団体の理事長が出ればよいというのではなく、ステークホルダーの意見を代表して言える人であればよい。
- マルチであることの意味をクリアにすべき。単に各団体がシングルでやっていることを出し合って足し算をしても意味がない。参加者には、それぞれのステークホルダーとしての立場はあるけれど、自分たちの枠を超えて、問題解決に向かって議論するのだというスタンスを明確にすることが求められる。
- 総会や運営委員会については、各ステークホルダーの中でこの人が入っていれば正当化されるというような人物が参加することが重要であるのに対し、部会については、各ステークホルダーの観点から参加しつつも、それぞれのテーマについて専門的な知見に基づいた発言ができる人を選ぶべきである。

その他

- 企業側の自主性に委ねるだけでは、安全・安心で持続可能な社会を実現するには不十分。企業の自主性には幅がありすぎるので、国が率先して受託者責任の幅を示すなど、

法的拘束力も含めた一定の枠組みを作る必要があるのではないか。その上で、企業が法の枠組みを超えて取り組むべきところや、中小企業など杓子定規で行かないところについては、柔軟な対応をするべき。

- 提案されている補完性の原則は、EUの概念と逆転して理解されてしまう恐れがある。補完性の原則は、小さい単位の取組で解決しないものを上で議論するというようなものではなく、まず大きな枠組みを作るけれども、個別的な関係の多様性を尊重するというものである。
- 円卓会議は、その成果物だけでなくプロセスそのものが重要。会議に出る代表者だけが問題意識を共有したり課題を確認したりしても意味がない。全ての市民や国民が、自らも当事者であるという認識を持ち、問題意識を共有できるよう、円卓会議のプロセス自体を積極的に周知することが重要。円卓会議は、代表者だけでなく、広く一般の人々にとっての一つの“学びの場”である。
- 円卓会議の目的については、課題からその課題を導くための手段という順で捉えるべき。リスクや持続可能性への対応といった課題が存在し、それを解決するためには、官だけでは対応できない。かといって市場の個々のアクターがバラバラに取り組んでいても不十分である。そこで、情報の共有・交換・創造を行う新たな場が必要である、という位置づけになるのではないか。その意味では、官による規制や民の規律だけでは不十分な部分があるために、円卓会議を設けるのだという考え方の方が分かりやすい。
- SRについては、事業主体を軸に置いてそれに対するステークホルダーを考える捉え方があり、実際にはCSRを念頭に置いた議論となる。一方、マルチステークホルダー・フォーラムとなると、それぞれがお互いのステークホルダーであり、主体であるという捉え方になる。したがって、報告書でSRを論じる場合は注意が必要だ。
- 各主体の行動を伴うような課題を扱う場合は、結果として意見が一致すればよいが、決定のために多数決を行うようなプロセスはなじまない。議論を経て、各ステークホルダーがやるべきことを出し合って、コンセンサスが得られれば一つの結果として決定となると考えるべきではないか。他方、環境報告書の義務付けのように、推進のための方策については、これと考え方が異なってくる。

(配布資料)

資料1．第一回安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会議事要旨

資料 2 . 社会的責任に関連した各府省庁の取組例

資料 3 . 内閣府 提出資料 (1)

「国民生活における安全・安心の確保策について (意見)」概要

資料 4 . 内閣府 提出資料 (2)

「国民生活における安全・安心の確保策について (意見)」

資料 5 . 環境省 提出資料

「企業等の組織による自主的な環境保全の取組を促進するための施策について」

資料 6 . 円卓会議の在り方に関するこれまでの議論の整理

以 上